

第31号議案

島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する 条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定に基づき教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定に基づき教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（島根県部設置条例の一部改正）

- 3 島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の表環境生活部の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) スポーツの振興に関する事項

（島根県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 4 島根県スポーツ推進審議会条例（昭和37年島根県条例第12号）の一部を次の

ように改正する。

第3条中「の意見を聴いて教育委員会」を削る。

第5条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(島根県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の島根県スポーツ推進審議会条例第3条の規定により任命された島根県スポーツ推進審議会の委員である者(以下この項において「旧委員」という。)は、施行日に、同項の規定による改正後の島根県スポーツ推進審議会条例第3条の規定により島根県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

- 6 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「知事」に改める。

第5条第5号中「委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項中「委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第7条中「委員会」を「知事」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第9条、第10条、第11条ただし書及び第12条第2項中「委員会」を「知事」に改める。

第14条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項、第16条及び第21条第1項ただし書中「委員会」を「知事」に改める。

第23条(見出しを含む。)並びに別表の1の備考第4号及び第5号中「教育

委員会規則」を「規則」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

7 島根県立体育施設条例 (昭和52年島根県条例第13号) の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会 (以下「委員会」という。) 」を「知事」に改める。

第4条第5号中「委員会」を「知事」に改める。

第5条第1項中「委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会が」を「知事が」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第6条中「委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「知事に」に改める。

第8条、第9条、第10条ただし書及び第11条第2項中「委員会」を「知事」に改める。

第14条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第2項及び第16条中「委員会」を「知事」に改める。

第17条ただし書及び第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第21条第1項ただし書中「委員会」を「知事」に改める。

第23条 (見出しを含む。) 、別表第1の1の備考第4号及び第5号、別表第2の1の備考第5号及び第6号並びに別表第3の1の備考第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。